

見附市中小企業・小規模事業者 物価高騰対策支援事業

支援金交付要領

令和8年7月

見附市地域経済課

1 事業の目的

エネルギー価格等物価高騰の影響を受けている見附市内の中小企業・小規模事業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し支援金を交付する。

2 事業概要

見附市内中小企業のうち事業所数や従業員数が多い業種(建設業・製造業・運輸業・卸売業(小売り・飲食・サービス業以外の業種))に対して、従業員数に応じて支援金を交付する。

3 対象

見附市内に事業所等を有している事業者で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する小規模事業者若しくは個人事業主(農業を除く。)

<対象業種>

日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの)の大分類に定めるD建設業、E製造業、H運輸業、郵便業(のうち運輸業)、I卸売業、小売業(のうち卸売業)

4 支援区分及び支援金額

令和8年7月1日時点で、市内の事業所等に勤務する従業員数により区分した額

区分	従業員数 注1	支援金額
①	0~9人	50,000円
②	10人以上	100,000円

注1 常時雇用する従業員

5 要件

- (1) 令和8年7月1日以前から操業しており、今後も営業継続の意思を有すること。
- (2) 見附市の市税等を滞納していない事業者であること。
- (3) 見附市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものでない事業者であること。
- (4) 市の取材等広報活動に協力できる事業者であること。

6 受付期間

令和8年7月15日(水)から令和8年9月30日(水)まで

7 申請方法

- (1) 支援金の交付を希望する事業者は、見附市中小企業・小規模事業者物価高騰対策支援金交付申請書に必要な書類を添えて、受付期間内に窓口、郵送またはweb申請で提出することとする。
- (2) 1事業者あたり1回限り

8 支援金の交付決定

申請書類を審査した結果、支援金を交付する旨の決定をしたときは、支援金の額等を記載した支援金交付決定通知書を送付することとする。

9 支援金の返還

この要領の規定もしくはこの規定に基づく交付の決定の内容などに違反した場合は支援金の交付決定の全部または一部を取り消すこととする。なお、支援金の交付の決定を取り消した場合において、すでに支援金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

10 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

11 受付窓口

〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1

見附市地域経済課商工労働係

電話:0258-62-1700(内線230, 231)

Mail:chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp